

第3章 公害の現況と対策 IV騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外（一般地域）の地域（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（備考）環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を市長が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりです。

(7) 地域の類型該当地域

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
（鎌倉市は該当なし）

A：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

C：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(イ) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(ウ) 騒音の評価手法

等価騒音レベルにより評価します。

イ 道路に面する地域

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

（単位：デシベル）

時間の区分	
昼間	夜間
70以下	65以下

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜にあつては40デシベル以下）によることができます。

(2) 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度

ア 騒音

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(備考) 騒音規制法の規定に基づく省令により、区域の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

a 区域：専ら住居の用に供される区域

第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

b 区域：主として住居の用に供される区域

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

c 区域：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供される区域

近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(iii) 上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、以下のとおりです。

(単位：デシベル)

昼間	夜間
75	70

イ 振動

振動規制法に基づく道路交通振動の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

(備考) 振動規制法施行規則別表2の規定に基づき、区域及び時間の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

第1種区域：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

第2種区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

(3) 事業所に係る騒音及び振動の規制基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

ア 騒音の規制基準（施行規則別表第11）

（単位：デシベル）

地域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

（注）この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しません。

イ 振動の規制基準（施行規則別表第12）

（単位：デシベル）

地域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

（注）この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しません。

(4) 自動車騒音常時監視調査

自動車騒音常時監視※は、市内の主要幹線道路に面した地域を対象に、自動車の走行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造等を評価区間として分割し、その評価ごとに対象地域内に住居等が存在する区域について環境基準適合状況を面的に評価(以下「面的評価」※※という。)しています。

市では平成24年度からの5ヵ年計画で、主要幹線道路に面している地域の住居等の面的評価を実施しています。

※道路を走行する自動車の騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

※※道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域(道路端から50m)について沿線の特定地点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して環境基準の達成状況を把握しています。

ア 調査日時

平成28年12月19日(月)10:00~20日(火)10:00

イ 調査場所

評価区間設定状況

路線名	評価区間番号	起点	終点	評価区間延長(km) ※1	車線数	道路構造	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無	発生強度の把握の方法
腰越大船線	60250-1	鎌倉市腰越3丁目1	鎌倉市山崎	5.5	2	平面	無	無	1
鎌倉葉山線	60320-1	鎌倉市長谷3丁目10	鎌倉市大町5丁目11	2.9	2	平面	無	無	1
田谷藤沢線	60350-1	鎌倉市関谷	鎌倉市関谷	0.3	2	平面	無	無	2
	60350-2	鎌倉市関谷	鎌倉市城廻	1.0	4	平面	無	無	1

※1 評価区間延長は、面的評価支援システムによる距離のため、センサスの延長と異なる場合があります。

■発生強度の把握の方法

- 1:沿道騒音レベルの実測による方法
- 2:他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法
- 3:自動車交通量及び速度の実測結果により、推計する方法
- 4:交通量が僅少の事由により、環境基準値以下と決定する方法

ウ 調査結果

騒音の測定結果を下記表に示します。

調査の結果、腰越大船線は昼間68dB、夜間63dBであり、昼・夜ともに環境基準を満足していました。

鎌倉葉山線は昼間66dB、夜間62dB、田谷藤沢線は昼間66dB、夜間64dBであり、昼夜共に環境基準を満足していました。

騒音測定結果

(単位：デシベル)

路線名	測定場所 (用途地域)	道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準 (要請限度)		背後地騒音レベル (LA95)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6-22時	22-6時	6-22時	22-6時	6-22時	22-6時
腰越大船線	鎌倉市腰越864地先 (第一種住居地域)	68	63	70以下 (75以下)	65以下 (70以下)	38	33
鎌倉葉山線	鎌倉市大町2丁目9地先 (第一種住居地域)	66	62			35	26
田谷藤沢線	鎌倉市関谷1612地先 (市街化調整区域)	66	64			36	35

※1 環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)」とした。

※2 要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度(特例)」とした。

エ 平成28年度調査環境基準の達成状況(全体評価)

全体評価について、全体(2,840戸)では昼夜ともに基準値以下は2827戸(99.5%)、昼間のみ基準値以下は3戸(0.1%)、夜間のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は10戸(0.4%)となりました。次に近接空間(1,026戸)では昼夜ともに基準値以下は1,014戸(98.8%)、昼間のみ基準値以下は3戸(0.3%)、夜間のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は9戸(0.9%)となりました。次に非近接空間(1,814戸)では昼夜ともに基準値以下は1,813戸(99.9%)、昼間のみ基準値以下は0戸(0.0%)、夜間のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜とも基準値超過は1戸(0.1%)となりました。

平成28年度対象の面的評価結果

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数(2,840戸)	2,827	99.5	3	0.1	0	0.0	10	0.4
近接空間(1,026戸)	1,014	98.8	3	0.3	0	0.0	9	0.9
非近接空間(1,814戸)	1,813	99.9	0	0.0	0	0.0	1	0.1

オ 環境基準の達成状況（道路種別評価：過年度を含む）

過年度を含む評価対象区間における道路種別評価は、一般国道において、昼夜とも環境基準を達成した割合は78.5%、昼のみ基準以下が3.7%、昼夜ともに基準値超過が17.8%となりました。

また、都道府県道において昼夜とも環境基準を達成した割合は97.8%、昼のみ基準以下が1.4%、昼夜とも基準値超過が0.8%となりました。

道路種類別の面的評価の結果（戸数）

道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果 (近接空間)					面的評価結果 (非近接空間)				
	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 値 と も 下 ① (戸)	基 準 値 以 下 ② (戸)	基 準 値 以 下 ③ (戸)	基 準 値 超 過 ④ (戸)	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 値 と も 下 ① (戸)	基 準 値 以 下 ② (戸)	基 準 値 以 下 ③ (戸)	基 準 値 超 過 ④ (戸)	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 値 と も 下 ① (戸)	基 準 値 以 下 ② (戸)	基 準 値 以 下 ③ (戸)	基 準 値 超 過 ④ (戸)
一般国道	1,054	827	39	0	188	353	189	24	0	140	701	638	15	0	48
都道府県道	11,316	11,065	163	0	88	4,338	4,114	154	0	70	6,978	6,951	9	0	18
全体(住居等戸数)	12,370	11,892	202	0	276	4,691	4,303	178	0	210	7,679	7,589	24	0	66

道路種類別の面的評価の結果（割合）

道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果 (近接空間)				面的評価結果 (非近接空間)			
	基 準 値 と も 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 超 過 (%)	基 準 値 と も 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 超 過 (%)	基 準 値 と も 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 超 過 (%)	
一般国道	78.5	3.7	0.0	17.8	53.5	6.8	0.0	39.7	91.0	2.1	0.0	6.8	
都道府県道	97.8	1.4	0.0	0.8	94.8	3.6	0.0	1.6	99.6	0.1	0.0	0.3	
全体（割合）	96.1	1.6	0.0	2.2	91.7	3.8	0.0	4.5	98.8	0.3	0.0	0.9	

平成 28 年度 自動車騒音常時監視調査結果図



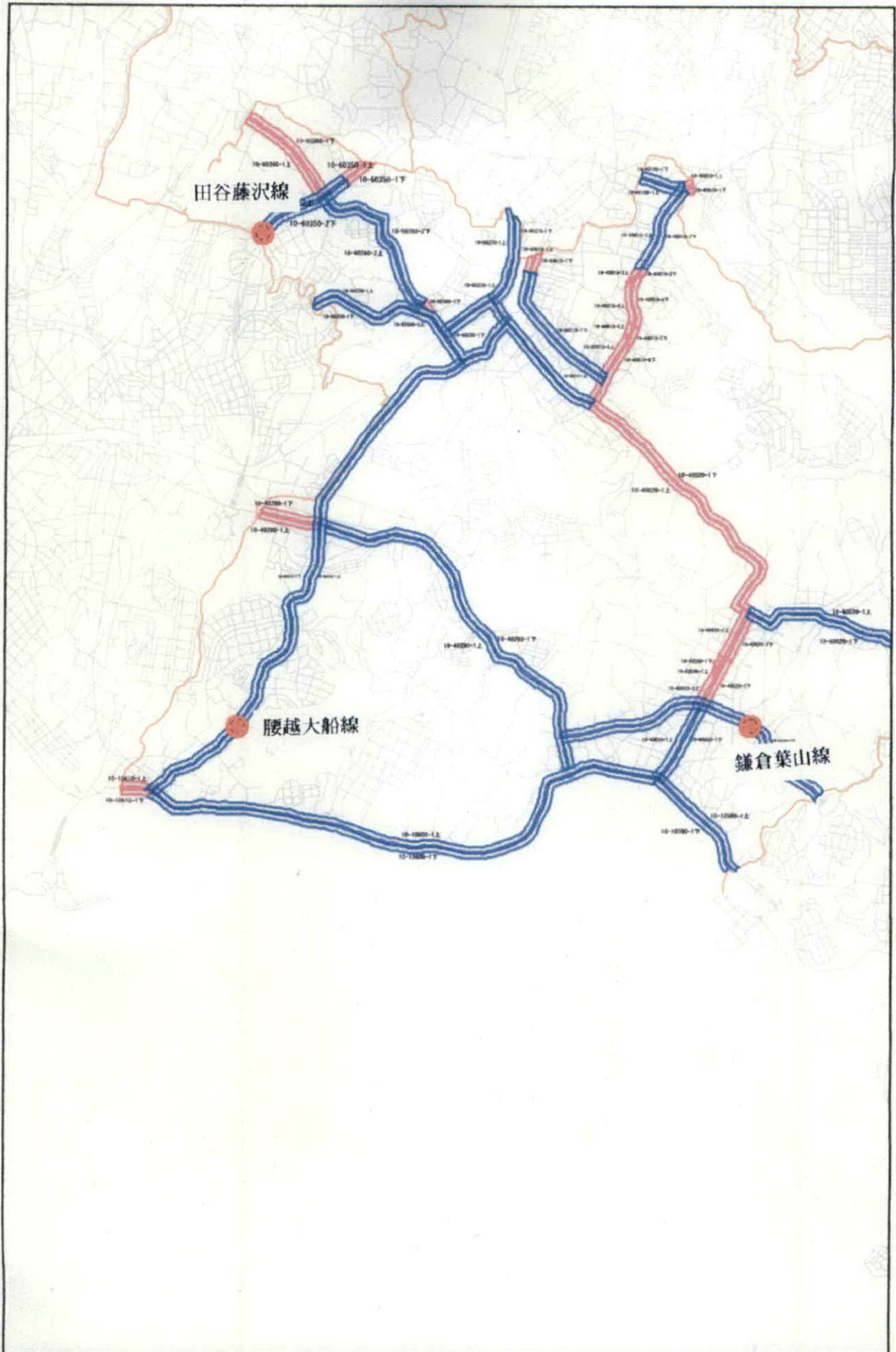
NO.3		田谷藤沢線		関谷1612地先		(単位:dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況 ○:適合 x:不適合		背後地騒音レベル (LA95)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
66	64	70以下	65以下	○	○	36	35

NO.1		腰越大船線		腰越864地先		(単位:dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況 ○:適合 x:不適合		背後地騒音レベル (LA95)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
68	63	70以下	65以下	○	○	38	33

NO.2		鎌倉葉山線		大町2丁目9地先		(単位:dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況 ○:適合 x:不適合		背後地騒音レベル (LA95)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
66	62	70以下	65以下	○	○	35	26

位置図（騒音測定地点、評価区間）

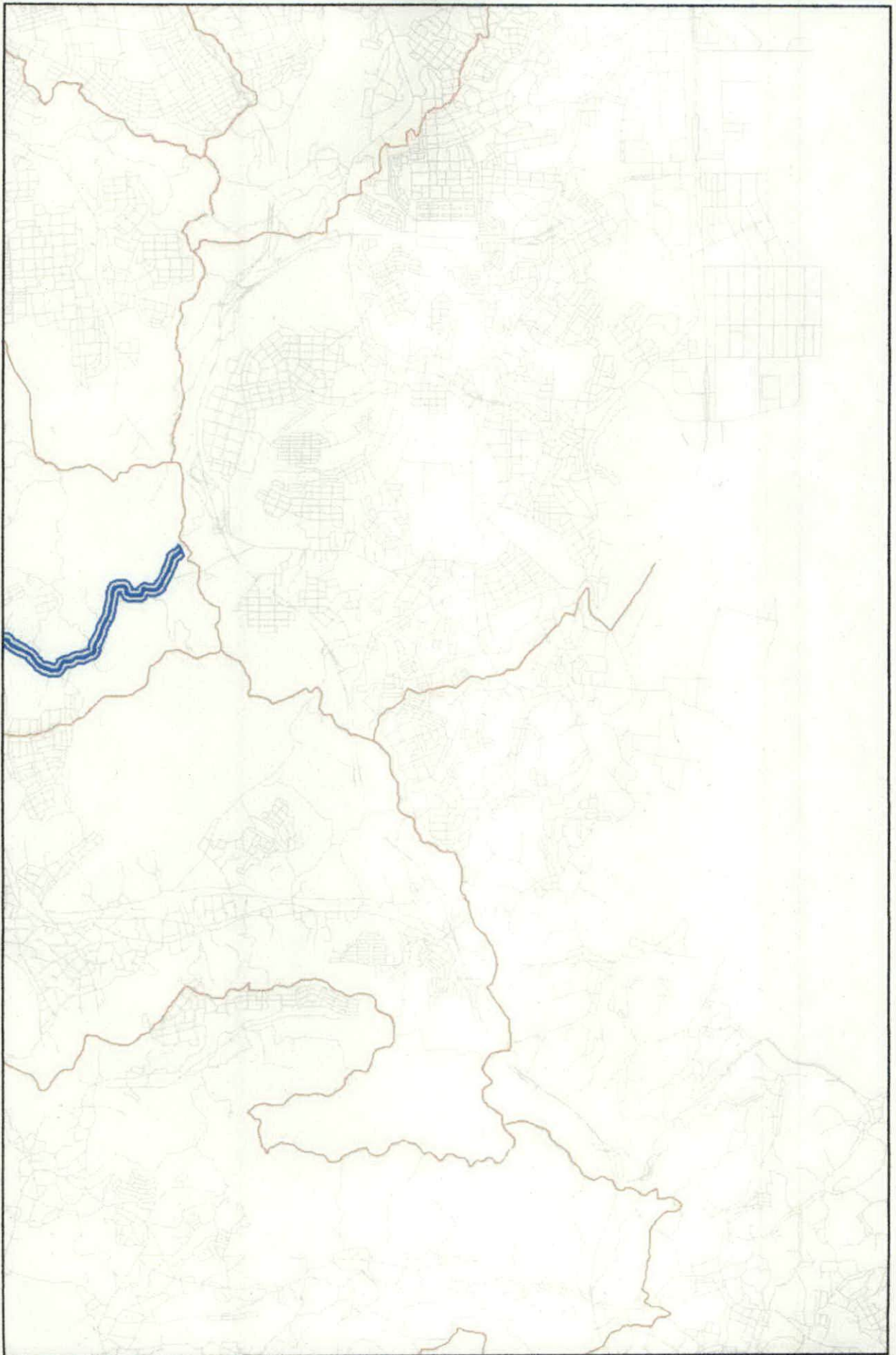
縮尺率 1:50,000



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間データ基盤）を使用したものである。（承認番号 平16総使、第222号）

位置図（騒音測定地点、評価区間）

縮尺率 1:50,000



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間データ基盤）を使用したものである。
（承認番号 平16総使、第222号）

(5) 環境騒音調査

本市では、市内全域の一般地域における騒音の実態を把握するために、市内の38地点で環境騒音調査を実施しています。このうち平成28年度は19地点で測定を行いました。

ア 調査期日

平成28年10月14日・10月18日・10月19日・10月24日・11月4日の5日間

イ 測定機器

騒音計（リオンNL-22）

騒音計用プリンター（リオンDPU-414）

ウ 調査方法

日本工業規格Z8731及び騒音に係る環境基準の評価マニュアルを、本市の環境騒音の実態に応じて準用しました。評価の基準には環境基準を用いて、各調査地点及び行政地域ごとの等価騒音レベルにより評価しました。なお、等価騒音レベルは、測定結果を四捨五入した後、整数表示としました。

(7) 調査時間と回数

昼間：午前6時から午後10時までの間で1地点につき1回測定

夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間で1地点につき1回測定

(イ) 測定方法

一般地域の間人活動に伴い発生する騒音を対象として、1地点につき10分間の等価騒音レベル等の測定を、昼間19地点、夜間5地点で実施しました。

(ウ) 支配音源の種類

音源の種類	発生源の概要
1 自動車音	自動車に起因する音
2 自動車以外の道路音	道路空間から発生する上記以外の音（人の話し声、自転車音、子どもの遊び声など）
3 工場、事業所等の音	工場や事業所などに起因する音（商店、駐車場、官公庁、運輸施設、飲食店などから発生する騒音を含む）
4 家庭音	家庭内の生活活動に起因する音（話し声、テレビ・ステレオの音、ペットの鳴き声、家庭機器音など）
5 自然音	虫の声、野鳥の声、木の葉の揺れる音、水音、風音など自然に起因する音
6 特殊音	航空機、鉄道、建設作業などに起因する音
7 その他の音	特定できるが、上記の分類に入らない音
8 不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音

エ 調査結果

今年度の昼間の調査では調査地点19地点のすべてが環境基準を満足（達成状況100%）し、高い達成率を示す結果となりました。

また、ほぼ同地点を調査した一昨年度も達成状況は100%でした。

夜間の調査では、昼間の調査結果と同様に、調査地点5地点すべてが環境基準を満足（達成状況100%）していました。

また、ほぼ同地点を調査した一昨年度の達成状況も100%でした。

(i)一般地域A及びB類型 [専ら住居の用に供される地域(A)・主として住居の用に供される地域(B)](基準時間帯:昼)

No.	調査地点	区域 類型	時間率騒音レベル(dB)					単発騒 音暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
1	大町 4-15-8	鎌倉 A	44.7	41.8	35.7	31.0	30.1	67.6	61.3	39.8	55	○	1,4,5,6
2	材木座 2-9-1	鎌倉 A	45.0	43.5	39.3	35.7	34.9	69.0	62.1	41.2	55	○	2,5,6
3	扇ガ谷 1-15-45	鎌倉 A	49.0	46.7	39.8	33.2	32.1	72.5	73.0	44.7	55	○	1,2,5
7	今泉台 3-6-15	大船 A	43.2	39.6	34.6	31.9	31.3	66.0	56.7	38.2	55	○	1,5,7
8	今泉台 7-15-4	大船 A	45.9	44.3	38.9	33.5	31.7	70.6	69.9	42.8	55	○	1,4,7
11	梶原 2-6-12	深沢 A	43.8	41.5	36.0	32.1	30.9	67.8	68.1	40.0	55	○	1,2,4,5
12	上町屋 461-2	深沢 B	52.2	49.9	45.6	42.6	41.8	78.0	70.9	50.2	55	○	1,5,6
15	津 1101-49	腰越 A	46.6	42.1	32.7	28.5	27.9	70.0	66.1	42.2	55	○	1,4,5
16	七里ガ浜東 4-34-3	腰越 A	49.1	47.9	41.0	37.8	37.4	72.0	61.8	44.2	55	○	1,2,4,5
19	城廻 423-29	玉縄 A	52.9	50.9	44.1	39.5	38.1	78.8	77.2	51.0	55	○	4,5
20	関谷 387-21	玉縄 A	44.5	42.5	36.7	33.7	33.1	67.7	62.9	39.9	55	○	1,2,4,5,7

(ii)一般地域C類型 [相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)](基準時間帯:昼)

NO.	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)					単発騒 音暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
23	御成町 10-12	鎌倉 C	47.9	46.3	42.4	40.3	39.8	72.0	65.3	44.2	60	○	1,2,4,6,7
24	笹目町 6-46	鎌倉 C	55.8	52.4	43.5	37.4	36.7	79.7	74.7	51.9	60	○	1,2,6
27	大船 5-3-8	大船 C	51.0	48.7	43.6	41.9	41.5	74.0	67.1	46.2	60	○	1,2,3,4
28	山崎 1152	大船 C	50.3	48.9	45.2	42.6	42.0	74.7	59.0	46.9	60	○	1,3,4,5
31	常盤 111-3	深沢 C	53.3	50.8	47.2	45.6	45.3	79.2	81.0	51.4	60	○	1,2,5,7
32	梶原 87-3	深沢 C	51.1	49.5	47.6	46.8	46.5	77.6	71.1	49.8	60	○	2,4,5,7
35	腰越 3-20-14	腰越 C	52.6	51.0	45.6	40.7	40.0	76.0	66.6	48.2	60	○	1,2,4
37	岡本 1-1-6	玉縄 C	55.3	53.5	48.5	45.7	45.1	79.4	72.6	51.6	60	○	1,2,4,6,7

(iii)一般地域C類型 [相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)](基準時間帯:夜)

	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音暴露レベル(dB)	騒音レベルの最大値(dB)	等価騒音レベル(dB)	環境基準値(dB)	環境基準適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
23	御成町 10-12	鎌倉C	45.6	42.7	37.9	35.7	35.3	71.0	75.5	43.2	50	○	1,2
27	大船 5-3-8	大船C	45.3	44.0	41.6	39.8	39.4	70.3	61.3	42.5	50	○	1,2,3,4,6
31	常盤 111-3	深沢C	49.3	47.2	44.8	43.5	43.2	73.4	57.1	45.6	50	○	1,2,4
35	腰越 3-20-14	腰越C	42.9	41.5	38.5	36.4	36.0	67.8	59.5	40.0	50	○	1,2,6
37	岡本 1-1-6	玉縄C	52.4	51.4	47.1	43.5	42.6	76.3	62.8	48.5	50	○	1,2,3,4

(iv)行政地域・類型別環境基準達成割合

環境基準類型		A及びB類型					C類型				
行政地域		鎌倉地域	大船地域	深沢地域	腰越地域	玉縄地域	鎌倉地域	大船地域	深沢地域	腰越地域	玉縄地域
調査地点数(カ所)	昼	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	夜	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
環境基準超過調査地点数(カ所)	昼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	夜	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
行政地域別環境基準達成割合(%)	昼	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	夜	-	-	-	-	-	100	100	100	100	100
地域類型別環境基準達成割合(%)	昼	100					100				
	夜	-					100				
市域全体環境基準達成割合(%)	昼	100									
	夜	100									

* 行政地域別環境基準達成割合

行政地域毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

* 地域類型別環境基準達成割合

地域類型毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

* 市域全体環境基準達成割合

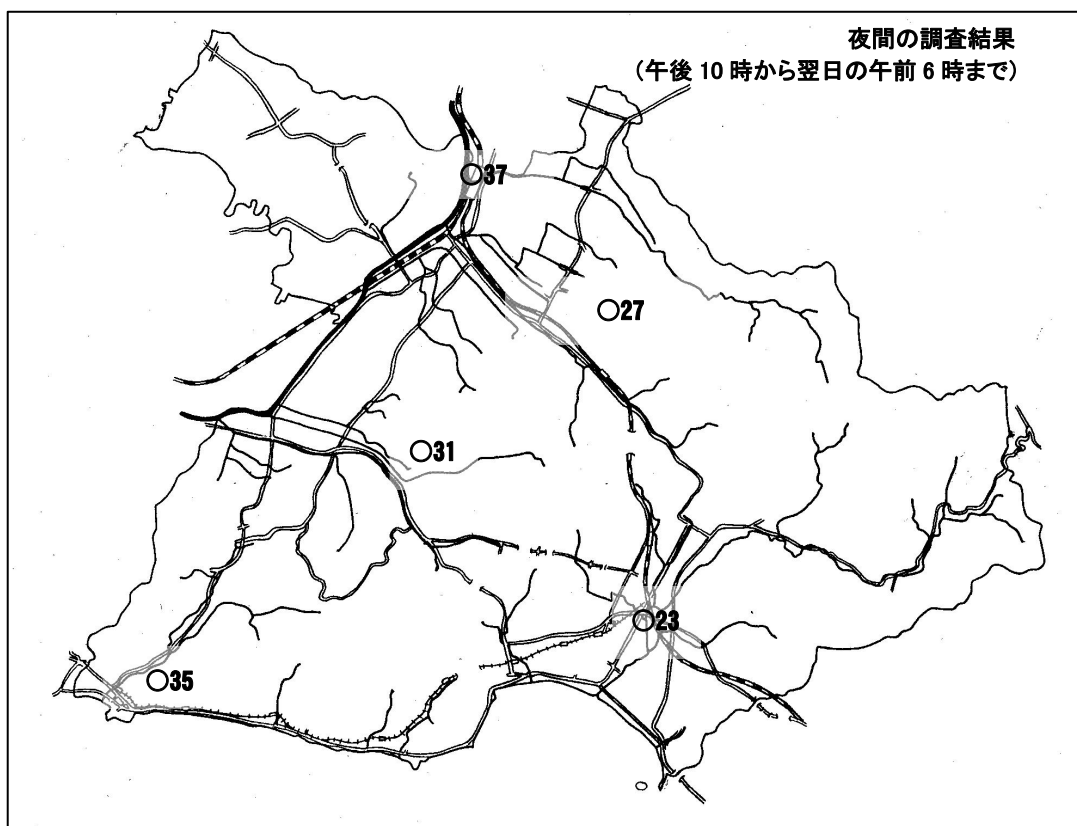
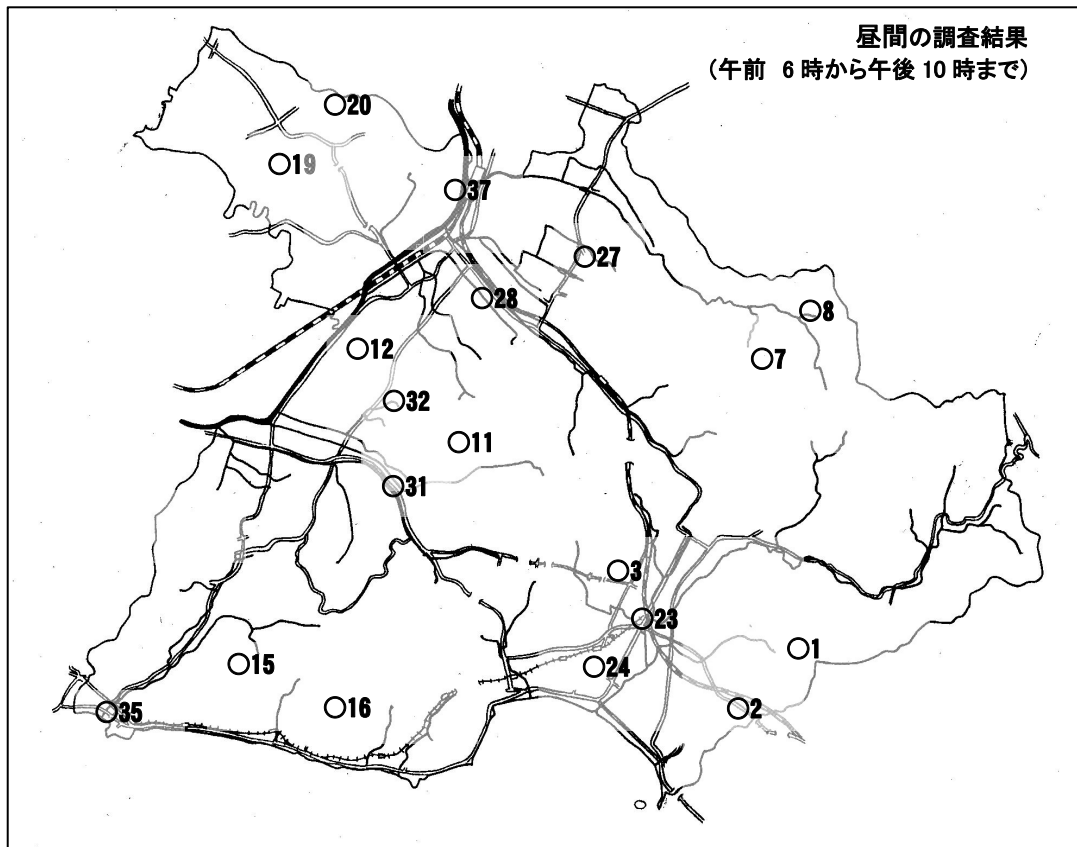
市域全体の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

* 平成28年度の夜間調査は、C類型の地域のみで実施しました。

* 支配音源の種類

- 1 自動車音 2 自動車以外の道路音 3 工場・事業所等の音 4 家庭音 5 自然音 6 特殊音
7 その他の音 8 不特定音

※調査地点は当該住所付近で行っています。



記号の数字は調査地点 No.を示す。
 ○は環境基準の適合地点を示す。
 ●は環境基準の不適合地点を示す。